

# 日高町住宅リフォーム補助金交付制度のお知らせ

補助対象工事の拡充を行い平成30年度末まで期限を延長しました。  
リフォームをお考えの方は、是非下記問い合わせ先までご相談下さい。

## 1) 補助の対象工事及び補助金額等

工事区分	補助対象の要件・工事内容など	補助金額
(1) 耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅</li> <li>・ 併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が、延床面積の2分の1以上の住宅</li> <li>・ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があるとされた住宅</li> </ul>	補助対象経費の10分の3以内とし、 <b>70万円を限度</b> とする。
(2) 省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓、床、屋根又は天井、壁の断熱改修。</li> <li>・ 現行の省エネ基準(平成11年基準)以上の省エネ性能となるもの。</li> </ul>	補助対象経費の10分の3以内とし、 <b>50万円を限度</b> とする。
(3) バリアフリー改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室内通路の拡張、階段勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの取り付け、段差の解消、出入り口の戸の改良</li> </ul>	補助対象経費の10分の3以内とし、 <b>50万円を限度</b> とする。
(4) 住宅修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎、土台、柱、梁、筋交い、内壁、天井、床等の修繕工事又は補強工事</li> <li>・ 外壁、屋根等の改修工事及び塗装工事</li> <li>・ 防火設備・換気設備・避難設備等の設備工事</li> <li>・ 間取りの変更及び開口部の新設等の改修工事</li> <li>・ 台所・浴室又は便所の改修工事</li> <li>・ 建具の取り替え等の工事</li> <li>・ 断熱・気密又は遮音工事</li> <li>・ 各種設備配管の新設及び劣化改修工事</li> <li>・ その他住宅の機能や性能を維持・向上するための工事</li> </ul>	補助対象経費の10分の3以内とし、 <b>20万円を限度</b> とする。
<b>その他</b>	<p>他の制度による助成額は、補助対象経費から除かれます。  <b>工事区分(1)～(4)各50万円以上の補助対象経費を対象とする。</b>                  補助金申請前に工事着手している住宅や新築工事(建て替えを含む)は、補助の対象としません。                  補助金の交付は、同一人、同一住宅につき(1)(2)(3)(4)それぞれ1回限りです。                  工事区分(2)～(4)の補助金の合計金額は50万円を限度とします。  <b>平成27年度末までに補助を受けた方も、申請可能です。</b></p>	

## 2) 補助金の交付対象となる方

- ・ 日高町の住民基本台帳に記録されている方。
- ・ 住宅の所有者であり、かつ、その住宅に居住している方又は居住する方。
- ・ 住宅の所有者及び同一世帯の全員に町税等の未納がないこと。

## 3) 補助金の対象となるリフォーム工事

- ・ 日高町内に事業所、営業所を持つ法人及び町内で営業する個人事業者で建設業の許可を受けた建設業者又は軽微な建設工事のみ請け負うことを営業するものが行った住宅リフォーム工事が補助対象となります。

## 4) 申請受付期間

平成28年度の受付は、平成28年4月1日から随時行っております。  
(平成29年2月末日までに工事を完成出来るものが対象となります)

## 5) 申請時に必要な書類

詳細は、日高町HP ([www.town.hidaka.hokkaido.jp/soshiki/kanzai/kanzai-reform.html](http://www.town.hidaka.hokkaido.jp/soshiki/kanzai/kanzai-reform.html))  
又は「住宅リフォーム補助金交付制度のパンフレット」をご覧ください。

(問い合わせ先)

日高町役場 管財建築課 建築・公営住宅G  
日高総合支所 地域経済課 建設・管財G

01456-2-6187 (門別地区)  
01457-6-2084 (日高地区)

**調理師試験のお知らせ**

平成28年度

調理師試験のお知らせ

●試験日時

平成28年8月23日(火)  
午後1時30分～午後4時

●試験地

苫小牧市

●受験資格

多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設又は食品衛生法による飲食店営業、魚介類販売業若しくはそうざい製造業を掲げる営業において平成28年5月20日までに2年以上の調理の業務に従事した方。

※パートまたはアルバイトの方は、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合に限ります。

●試験科目

食文化概論・公衆衛生学・栄養学・食品学・食品衛生学及び調理理論

●願書受付期間

平成28年5月9日(月)～

5月20日(金)

土日祝を除く午前8時45分～

午後5時30分

●願書配布・受付場所

北海道静内保健所

●提出書類

・調理師試験受験願書  
・調理師受験者整理カード

●受験手数料

6,900円(北海道収入証紙)

▼お問い合わせ先

北海道静内保健所  
企画総務課企画係

014614210251

**総務省からのお知らせ**

「電波のルール」を守りましょう！

アマチュア無線は、もっぱら個人的な無線技術の興味に基づいて行うための無線です。工事・除排雪・有害鳥獣駆除などの仕事に関する通信にアマチュア無線は使えません。総務省北海道総合通信局では、電波監視を実施し、適正な電波環境の維持に努めています。

電波に関する困りごとやご相談は左記へお問い合わせください。

●電子メールによるお問い合わせ  
soudan-hokkaido@soumu.go.jp

●北海道総合通信局ホームページ  
http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/

▼お問い合わせ先

北海道総合通信局

011173710099

電話受付時間

8時30分～12時00分

13時00分～17時00分

(土・日・祝日を除く)

**野焼き(ゴミ焼き)は絶対にやめましょう**

日常生活や産業活動で発生する廃棄物を直接地面の上やドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴の中で焼却することは、廃棄物処理法で禁止されており、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方々は大変な迷惑となります。また、野火などの火災の原因にもなっていることから、野焼き(ゴミ焼き)は絶対にやめましょう。廃棄物処理法により一部例外を除き、処理基準に従わない廃棄物の焼却は禁止されており、罰則の対象となります。

●廃棄物の焼却・投棄禁止違反(一般)：5年以下の懲役

1,000万円以下の罰金、又はこの併科

●廃棄物の焼却・投棄禁止違反(法人)：3億円以下の罰金

▼お問い合わせ先

日高町役場住民課

014561216182

日高総合支所地域経済課

014571612024

平取町外2町衛生施設組合

014571212024

**気象台からのお知らせ**

気象台では、大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に「大雨警報」を発表しています。さらに土砂災害の危険が高まったときに、北海道と気象台が共同で「土砂災害警戒情報」を発表しています。

そこで私たち一人ひとりが土砂災害から身を守るために知っておくべきこととして、今いる場所が「土砂災害危険箇所」かどうか確認する・雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意する・土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難する

といった3つのポイントがあります。

自分の地域の危険な場所を確認したり、避難場所までの経路を歩いてみたりするなど、3つのポイントを考えながら万が一の事態に備えておきましょう。

▼お問い合わせ先

室蘭地方気象台

014312214249

広告募集欄

広告募集欄

広告募集欄